

新	旧
<p style="text-align: center;">地 域 再 生 計 画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 ～ (略)</p> <p>例えば、<u>汚水処理人口普及率は平成18年度末現在61.0%で、全国平均の82.4%を大きく下回っている状況にあり、未普及の地域が多く残されていることから、本交付金事業の活用により、平成21年度までに汚水処理人口普及率を62.5%まで引き上げることを目標とする。公共下水道事業の積極的な整備として新たに特定環境保全公共下水道事業を旧蒲江町の中心市街地である蒲江処理区において推進し、合わせて集合処理の整備が当面見込めない地域においては浄化槽の早急な整備を図ることとする。また、ごみゼロおおいた「下水道探検隊」等の実施による普及啓発にも、より一層の努力を重ねることにより、水辺環境の保全、自然と調和した衛生的な居住環境の中で市民の健康を守り、ゆとりと潤いのある地域の再生を目指していく。</u></p> <p><u>なお特定環境保全公共下水道事業は、事業認可を平成19年10月30日付け公生第989号により大分県知事から受けている。</u></p> <p>(目標1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を<u>62.5%</u>に向上)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 [施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定環境保全公共下水道</u> 	<p style="text-align: center;">地 域 再 生 計 画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 ～ (略)</p> <p>例えば、<u>汚水処理人口普及率は平成16年度末現在で56.8%であり、県内平均の58.6%を下回っている状況で、未普及の地域が多く残されており、本交付金事業の活用により、平成21年度までに汚水処理人口普及率を60.2%まで引き上げることを目標に、公共下水道事業の積極的な整備と合わせて、集合処理の整備が当面見込めない地域においては浄化槽の早急な整備を図ることとする。また、ごみゼロおおいた「下水道探検隊」等の実施による普及啓発にも、より一層の努力を重ねることにより、水辺環境の保全、自然と調和した衛生的な居住環境の中で市民の健康を守り、ゆとりと潤いのある地域の再生を目指していく。</u></p> <p><u>なお公共下水道事業は、事業認可変更を平成14年9月2日付け公下第7685号により大分県知事から受けている。</u></p> <p>(目標1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率 <u>56.8%</u>から <u>60.2%</u>に向上)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 (略)</p> <p>5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 [施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公共下水道</u>

- ・ 浄化槽（個人設置型）
- ・ 浄化槽（市町村設置型）

[事業区域]

- ・ 特定環境保全公共下水道・・・佐伯市特定環境保全公共下水道事業（蒲江処理区）認可区域
- ・ 浄化槽（個人設置型）・・・佐伯市全域
 （公共下水道事業認可区域（ただし、生活排水対策重点地域のうち供用開始が7年以上見込まれない地域にあつてはこの限りでない。）、特定環境保全公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業実施区域、漁業集落排水事業実施区域、小規模集合排水処理施設整備事業実施区域、及び浄化槽市町村整備推進事業実施区域を除く）
- ・ 浄化槽（市町村設置型）（略）

[事業期間]

- ・ 特定環境保全公共下水道事業 平成20年度～平成21年度
- ・ 浄化槽（個人設置型）（略）
- ・ 浄化槽（市町村設置型）（略）

[整備量]

- ・ 特定環境保全公共下水道事業
 計画人口 810人

- ・ 浄化槽（個人設置型）
- ・ 浄化槽（市町村設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道・・・佐伯市公共下水道認可区域
- ・ 浄化槽（個人設置型）・・・佐伯市全域
 （公共下水道事業認可区域（ただし、生活排水対策重点地域のうち供用開始が7年以上見込まれない地域にあつてはこの限りでない。）、農業集落排水事業実施区域、漁業集落排水事業実施区域、小規模集合排水処理施設整備事業実施区域、及び浄化槽市町村整備推進事業実施区域を除く）
- ・ 浄化槽（市町村設置型）（略）

[事業期間]

- ・ 公共下水道事業 平成19年度～平成20年度
- ・ 浄化槽（個人設置型）（略）
- ・ 浄化槽（市町村設置型）（略）

[整備量]

- ・ 公共下水道事業
 計画人口 505人

幹線管渠 L = 1, 350m
管径 φ 200~300

・ 浄化槽

計画人口 2, 170人
1, 085基

[事業費]

- ・ 特定環境保全公共下水道 事業費 264, 000千円
(うち、交付金 132, 000千円)
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 事業費 344, 177千円
(うち、交付金 114, 725千円)
- ・ 浄化槽 (市町村設置型) 事業費 122, 769千円
(うち、交付金 40, 921千円)
- 合計 事業費 730, 946千円
(うち、交付金 287, 646千円)

5-3 (略)

6~8 (略)

幹線管渠 L = 685m
管径 φ 450~700

・ 浄化槽 (個人設置型)

計画人口 2, 500人
5人槽 1, 000基 (各年度 200基)
7人槽 250基 (各年度 50基)

・ 浄化槽 (市町村設置型)

計画人口 380人
5人槽 165基 (各年度 33基)
7人槽 25基 (各年度 5基)

[事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 480, 000千円
(うち、交付金 240, 000千円)
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 事業費 460, 875千円
(うち、交付金 153, 625千円)
- ・ 浄化槽 (市町村設置型) 事業費 181, 605千円
(うち、交付金 60, 535千円)
- 合計 事業費 1, 122, 480千円
(うち、交付金 454, 160千円)

5-3 (略)

6~8 (略)